

固定資産縦覧のお知らせ

平成19年度の土地・家屋の価格が決定しましたので、4月2日より固定資産の縦覧ができます。

【縦覧できる場所】

○武雄市役所税務課課税係

○山内支所総務課課税係

○北方支所総務課課税係

※武雄市内すべての固定資産について、本庁及び支所の課税担当係で縦覧できますが詳しいお問い合わせについては、当該固定資産の属する旧市町ごとに対応いたします。

ご了承ください。

旧山内町地区↓山内支所

旧北方町地区↓北方支所

旧武雄市地区↓武雄本庁

【縦覧できる帳簿】

（記載事項）

○土地価格等縦覧帳簿

土地の所在・地番・地目

地積・価格

○家屋価格等縦覧帳簿

家屋の所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格

格すべての土地または家屋が掲載されておりますので、

指定していただいた地番付

近の価格等を縦覧できるよ
うになります。（非課税・課税免除・免税点未満の物件は除かれております。）
いずれにも個人情報保護のため、所有者名・納税義務者名は、記載されておられません。

【縦覧できる方】

固定資産税を納めていた

だいている方

ただし、土地に対する固定資産税のみ納税されている方は、家屋価格等縦覧帳簿は縦覧できません。また、家屋に対する固定資産税のみ納税されている方も、土地価格等縦覧帳簿は縦覧できません。

【縦覧できる期間】

平成19年4月2日(月)から

7月2日(月)まで土曜・日曜・祝休日を除く午前8

時30分から午後5時まで

【縦覧の申込みに必要なもの】

○納税者であることを確認できる書類

○納税通知書や課税明細書または本人確認ができるもの（運転免許証・パスポート・健康保険証等）

【縦覧の手数料】

縦覧の期間中は無料です。

ただし、コピー等の交付はできません。

《注意》

- ・代理人が申し込む場合は、委任状及び身分証明書が必要になります。
- ・法人が申し込む場合には、申請書に法人の代表者印の押印が必要になります。

○固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は地方税法第43条の規定により、価格等を登録し公示した日（4月2日）から納税通知書送達後60日までの間において固定資産評価審査委員会（事

市町村合併に伴い、固定資産の『名寄せ』を行いました。

『名寄せ』って何？……固定資産課税台帳に記載されている名義人（企業）ごとに固定資産を取りまとめること

たとえば、平成18年度までは合併前の武雄市と北方町及び山内町に、またがって固定資産をお持ちの方が固定資産の閲覧をする場合は、旧市町ごとに名寄せ帳を発行しておりました。

今回名寄せ作業をおこなった事により平成19年度からは1枚にまとめて発行出来ます。

『名寄せ』作業は万全を期しておこないましたが、ご不明な点や、疑問な点については、お気軽に、本庁税務課課税係または支所税務係にお尋ねください。

務局総務課安全安心係

電話 ②③ 9315

に審査の申し出をすることが出来ます。

●問合せ先

総務部税務課課税係

電話 ②③ 9220

山内支所総務課課税係

電話 ④⑤ 2906

北方支所総務課課税係
電話 ③⑥ 6020